

平成26年度 第1回福岡市こども・子育て審議会

【期 日】平成26年5月30日（金） 10:00～12:00

【場 所】天神ビル11階10号会議室

【出席者】

○委員28名

針塚委員長、松浦副委員長、安部委員、池田委員、上田委員、大谷委員、大原委員
尾花委員、柿迫委員、勝見委員、川原委員、楠根委員、古賀委員、重富委員、調委員
菅委員、杉原委員、谷口（芳）委員、中村委員、中山委員、藤田委員、増田委員
松本委員、峯田委員、元山委員、山口委員、山田委員、渡辺委員

※欠席委員9名

池内委員、木下委員、桑原委員、櫻木委員、谷口（初）委員、西岡委員、森住委員
山下委員、横山委員

○市関係者

石橋こども未来局長、池見こども部長、松本子育て支援部長、藤林こども総合相談センター所長、他関係課長

【次第】

- 報告 1 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」等の結果（自由意見）について
- 2 「第4次福岡市子ども総合計画」に関する審議状況について
- 3 「福岡市における社会的養護のあり方」に関する提言について
- 審議 1 福岡市の子ども・子育て支援新制度（各種基準）について
- 2 新たな専門部会の設置について

開会

○事務局 皆様、本日は大変お忙しい中、本審議会にご参加いただきまして、大変ありがとうございます。ただいまから平成26年度第1回福岡市こども・子育て審議会を開会させていただきます。

私は、こども未来局こども部長の池見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。当審議会の委員37名のうち、本日は、28名のご出席をいただいております。本日の会議が成立いたしますことをまずご報告させていただきます。

また、年度がわりに伴いまして、各種団体のご推薦によります委員の皆様の交代が
っております。新しく就任された皆様を私からお名前のみご紹介させていただきます。

(委員の紹介)

○事務局 それでは、会議の開催に当たりまして、こども未来局長の石橋より一言ご挨拶
を申し上げます。

(こども未来局長挨拶)

議題

子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果（自由意見）について

○事務局 それでは、針塚委員長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、早速ですが、審議に入らせていただきます。針塚です。どうぞよろ
しくお願いいたします。

本日は、お手元の次第に沿って、初めに3点ほど報告事項がございますので、これを
報告いただきまして、その後、子ども・子育て支援新制度に関する各種基準等について
の審議を行っていきたいと思います。

時間は2時間を予定しております。審議内容が多いんですけれども、可能な限り円滑
な議事の進行にご協力いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず報告の第1、子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果につい
て、特に自由意見の部分について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局より報告)

1 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」等の結果（自由意見）について

○委員長 ありがとうございます。

議題

第4次福岡市子ども総合計画に関する審議状況について

○委員長 続きまして、第4次福岡市子ども総合計画の審議状況についてのご報告をいた
したいと思います。

まず、資料1をごらんいただきますと、一番上に、総会における審議につきまして審議内容と開催時期がまとめられております。これまで1回行われています。これは別紙1にございます。また、2の専門委員会における審議につきましては、目標2と目標3の専門委員会を1回ずつ開催しております。それぞれの委員長のほうから、審議状況を報告させていただきます。

(委員長、副委員長より報告)

2「第4次福岡市子ども総合計画」に関する審議状況について

○委員長 ありがとうございます。

議題

福岡市における社会的養護のあり方に関する提言について

○委員長 そうしましたら、引き続きまして報告の3点目に行かせていただきます。3点目は、福岡市における社会的養護のあり方に関する提言について、福岡市要保護児童の社会的養護のあり方検討会の委員長のほうからご報告をお願いいたします。

(委員より報告)

3「福岡市における社会的養護のあり方」に関する提言について

○委員長 ありがとうございます。

今まで大きくは3点の報告をいただいております。これにつきまして、順不同で結構ですので、それぞれの委員の皆様からご質問、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ、委員。

○委員 とりわけ今ご報告いただいた社会的養護が必要な子どもたちに対する問題で、今の報告は大変ありがたいといいますか、重要な提案、要望をしていただいたと思いながら聞きました。それで、この場で改めて要望ということで今ありましたので、それについて、後で予定してあるかもわかりませんが、今日のこの場で市当局のお考えを聞かせていただけたらありがたいと思います。

それと、これは小さな話ですが、ニーズ調査の中で158ページ、乳幼児の保護者に対する、学校・教育についてというところの項目の最初に学童保育の問題が来ていますが、これは位置づけからすると学校・教育とは別のくくり、福祉のくくりではないかと思いますが、乳幼児の保護者向けの調査に基づくくくりなので、わかりやすくここに入れら

れたのかどうか。この施策の位置づけとの関係で、置きどころですけれども、これはここでいいのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

○委員長 ありがとうございました。

2点ございました。まず第1点目は、提言についての事務局の見解といいますか、お考えはということです。よろしくお願いします。

○事務局 今回の提言については、ほんとうにしっかりと議論していただいて、いい提言をいただいたと考えております。少しでも多くの項目を実現できるよう、基本的には全項目を実現できるのが一番ですけれども、しっかりと取り組みを進めてまいりたいと思っております。今回の提言についての考え方は、私どもこども未来局といえましょうか、行政側の考えについては以上です。

○委員長 では、2点目についてよろしくお願いいたします。

○事務局 学童保育の位置づけです。本来なら保育というところに入るかと思えますけれども、年齢的に学齢期というところで今回はこちらに位置づけをさせていただきました。

○委員長 委員、今のでよろしゅうございますか。どうぞ。

○委員 確かに学齢期ではありますけれども、この記載の仕方は一貫性がないと思っています。小学生の保護者については保育の位置づけで書いてあったのではないかと読みましたけれども、乳幼児のところだけ学校・教育という位置づけなんです。今日回答をいただかなくてもいいですけれども、これは精査されたほうがいいのかなと思います。意見を申し上げておきます。

○委員長 ありがとうございました。それはまたご検討いただくということで。

先ほどの委員からご報告いただいた提言につきましては、第4次総合計画の中に組み込まれると理解してよろしいですか。それとも、何かの施策に生かされるということですか。

○事務局 この後、午後から専門委員会がございまして、その中でまた、どう盛り込むかを協議いただきます。

○委員長 わかりました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 「社会的養護のあり方」についての提言に関して発言させていただきます。

提言された内容は、現状を一步解決に向けて進める重要な提案だったと私は受けとめます。私は、福岡市で起きた子どもの虐待死の事件をきっかけに始まった官民一体の「子ども虐待防止活動推進委員会」に参加しております。それと社会的養護に関する活動にもいくつか参加している立場ですが、子どもの状況でいえば非常に深刻な問題があると思います。そういった問題を解決していくためには、先ほど検討会で提案されたようなことが重要かと思います。

もう一つ、先ほど報告があった「地域づくり」ですよね。行政だけでなく、住民も一緒になって取り組むということが大事ではないかと思います。子育てサロンや子どもを育てるネットワーク、PTA、全部つながり合って、初めて虐待を防止できる地域の仕組みになるでしょうし、健全な子どもの育ちを保障する地域にもなりましょうし、そのような地域イメージをこれをきっかけにつくっていけたらと思います。

○委員長 ありがとうございました。

ほかにご意見やご質問がありますか。委員、どうぞ。

○委員 質問を1点と意見を1点言わせていただきたいと思います。

まず、質問です。1番目にありました子ども・子育て支援に関するニーズ調査の中からわかることは、要するに、保護者の方の要望は、預かってくれる枠を増やしてほしい、時間を増やしてほしい、日数を増やしてほしい、気軽に利用できるようにしてほしいということです。これを実現するのは、実は、お金さえあればそんなに難しいことはありません。ここには予算のお話が全然ありませんが、予算的な裏づけのことを福岡市の方に伺いたいと思います。

福岡市の一般財源がたしか1兆何千億円かあると思いますが、ここ何年かの一般財源の伸び率の中に占める子ども・子育て支援関連予算の伸び率の比較を教えてください、つまり、子ども・子育てに関する予算をきちんと増やすという財政的な裏づけがあるかどうかを教えてくださいと思います。それが一つ目です。

○委員長 今、財政的な予算の裏づけ、子育て予算の伸び率は全体のバランスとしてはいかがかというご質問です。すぐには大変だと思いますので、お調べいただいて後で回答

えいただければと思います。

では、委員、どうぞ次を続けてください。

○委員 その間に、2点目として意見を言わせていただきたいのですが。2番目の委員のご発表の中にあつた社会的養護の問題です。こども・子育て審議会の処遇困難事例検討会の委員をさせていただいております。その中で感じていることを一つだけ述べさせていただきます。

えがお館の方が来られております。えがお館の方が大変努力されているのを私はよく存じておりますので、その方々の批判をするつもりは全くありませんが、一つ大きな問題があるといつも感じているのは、児童虐待や養護の問題で一番大きな問題は、子どもではなく親です。子どもさんに発達障害などの要因があることもありますが、それは原因ではなく、原因は親でありながら親の問題に手をつけられないという大きな法的な縛りがあります。例えば、どうも親に発達障害があるということなら親御さんのケアをきちんとしなければいけません、親御さん自身が発達障害に気がついていないようなときに、親に「あなたは発達障害がありますよ」とか「心の問題がありますよ」ということにこちらから手を突っ込んでそこに手当てをすることができない。仮に、向こうのほうから、自分はちょっと問題があるのかなと思って何か手当てを受けたいと思うことがあっても、そこを手当てしてくれる施設がない。ここが一番大きな問題ではないかと思っています。

したがって、提言の中にぜひ加えていただきたいのは、親の問題にこちらから手を入れられるような法的な基盤をえがお館の方に差し上げて、そのようにしていただきたいということ、それから、親御さんのケアをする施設、専門医の充実を図るような施策をとっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ご要望ということですが、今の件についてはいかがでしょうか。虐待問題は難しく、委員のご指摘は、親へのケアも重点にするべきではないかということでしたが。

○事務局 貴重なご意見をありがとうございます。

私どもは児童虐待でいろいろな取り組みをしております、場合によっては、親の意に反して子どもを保護する、家の中に立ち入るという対応をするわけですが、そういう親御さんに対してどう支援をしていくかというのがとても大きな悩みであるのは事実です。特に、私どもはどうしても対立関係にありますので、親御さんがいろいろな

問題を抱えている場合、対立関係にしながらどう援助関係をつくるかは、ほんとうに悩ましい点です。対立関係を持ちながら、同時に、親御さんに子どものかかわりについて問題意識を持ってもらい、不適切な養育になっていくという親御さん自身の問題について自覚を促していくという作業はほんとうに困難です。

欧米の場合は、その間に裁判所が入って、子どもを保護するにしろ、おうちに帰すにしろ、裁判所が決定して、そして親御さんに対していろいろな支援プログラムを命令するという仕組みがございます。そのような仕組みができていけばいいかなと思っているところですが、これは全国的で、法律を改正していくような問題でございますし、ある意味でいいますと、児童虐待の対応のこれまでの10年を振り返って、これからの10年をどうしていくかという、とても大きな問題であるのは間違いないと思っています。

確かに言われたような問題がございますので、私どももいろいろな方々といろいろな議論をしながら、少しでも親御さんに対する指導といいますか、援助といいますか、親御さんが援助を拒否する場合は、それを少し強制的に枠組みをつけながら支援ができるような仕組みができていけばいいかなと思っているところです。私どもも引き続きいろいろな方々と議論しながら考えていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

いいですか。では、どうぞお願いします。

○事務局 こども未来局の予算額の分です。過去5年にさかのぼって予算額を申し上げます。平成22年度が約816億円、平成23年度が897億円、平成24年度が839億円、平成25年度が875億円、平成26年度が909億円で、少しずつ増額されています。

福岡市の一般会計に占める割合です。平成22年度が11.05%、平成23年度が11.71%、平成24年度が10.95%、平成25年度が11.53%、平成26年度が11.71%となっております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○委員 要するに、一般会計に占める子ども・子育て関連予算は、割合としては増えていないという理解をしていいのではないかと思います。

私がここで演説をぶっても仕方がないのですが、これは、少子化という国のあり方に関する根本的な問題を含んでいる大きな問題だと思っています。今後30年、50年の国づくりを考える上で、少子化対策が喫緊の課題というのは皆さんよくおわかりのことだと

と思いますが、何をするにしても、予算がないと、幾らここで委員が頑張っただけじゃいい、ああしたらいいと言って工夫をしても、結局実現しないので、何も先に進まないというのが一番大きな問題だと思います。国全体の中でも、GDPに占める子ども・子育て関連の予算は、日本は1%で、少子化を克服したフランスなどでは3%でしたかね。圧倒的に予算のかけ方が違います。

少し話が飛びますが、スウェーデンにヒズボラという施設があるのをご存じの方もいらっしゃると思います。日本の中には、地域にお年寄りのための介護支援センターがたくさんありますが、それと同じような施設は日本の中にはありません。ヒズボラというのは、まさにそういう施設です。地域にステーションがあって、看護師さんがいて、保健師さんがいて、近所の公民館に行くようにちょっとしたことで気軽に入って、そこで子どもの相談をする、子育ての相談をする、悩みの相談を受ける。その施設の看護師さんは原則転勤がありませんので、3世代にわたって、おじいちゃんのころから家族のことがみんなわかっている。そういう施設が、親御さんたちの子育ての悩みに答えてくれるそうです。そのような施設をつくるとしても、かなりの予算が必要だと思います。

繰り返しになりますが、何をするにも予算が必要ですので、そこら辺の手当てを今後十分に考えていただけるようにぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。今後の大きい課題だと思います。

委員、どうぞ。

○委員 先ほど社会的養護についてのご報告をいただきまして、私もすごく、自分の中で整理をさせていただいたなと思っています。

1点、これは行政のほうに質問ですが、14ページの先ほどの情緒障害児短期治療施設の件です。これは都道府県に設置ということで、政令市は人数が多いけれどもないということで、必要ではないかと提言をいただいて、家庭的養育環境を基盤としながらということを明記しています。里親の中にも専門里親がいらっしゃって資格を持っていますが、今、福岡市ではそれは機能していなかったと思いますが、情緒障害児短期治療施設と専門里親との連携というか、そのあたりのご検討など、これは委員でもいいですけれども、そういう論議が出たのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○委員長 委員、今のご質問に対して何かありますか。情緒障害児短期治療施設の議論の中で、里親の問題は出ましたか。

○委員 情緒障害児短期治療施設に関しましては、ほんとうに専門的な、心理的なケアだけではなくて、医師も含めた治療的なケアがぜひとも必要であるということです。

それから、専門里親が福岡市にも何名かいらっしゃいますが、悩みを抱えている方もいらっしゃるの、里親同士の交流や研修の場をしっかりと設けていくという二つの意見が出ました。

○委員長 事務局のほうで何かございましたらどうぞ。

○事務局 ご意見をありがとうございます。

確かに、専門里親の制度もございますし、福岡市にも専門里親として研修を受けて登録をいただいている里親さんが複数いらっしゃいます。しかし、虐待等、それから発達障害等をあわせ持つようなお子さんの場合に、急性期における専門的な治療は欠かせませんので、ある程度治療をした段階で、その後、専門里親さん等に養育をしていただくという体制が必要かと考えております。

そう考えたときに、市内には情緒障害児短期治療施設がありません。福岡県にはございますので、福岡県の枠をおかりしている状況です。その中で、福岡市で必要な、そういう対象となる子どもさんを全員受け入れていただくというのは非常に難しい状況がございます、現在も九州外の他県の情緒障害児短期治療施設にお願いせざるを得ない子どもさんもいる状況なので、福岡市内でもそういう急性期の子どもさんたちをしっかりと治療できる施設が必要ではないかという議論になったと思います。

○委員 わかりました。

○委員長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。委員、どうぞ。

○委員 資料1の2枚目、目標2の安心して産み育てられる環境づくりというところの下のほうです。一つは、事務局というより全体的なことについての質問です。この計画の中に妊婦さんが含まれるのかなど。というのは、出産後、虐待で子どもが死ぬのが一番多いのは0歳0カ月です。出生直後に子どもが死ぬということがあって、出生直後のケアもとても大事だし、妊娠中のケアもとても大事だと思います。ただ、それを行政だけでやるのはとても無理です。

二つのことを言いたいのですが、既に入っているかもしれませんが、妊娠期も計画に含めてほしいということと、それからNPOや民間を活用する、行政の機能をより充実

させるということです。虐待の介入みたいなものは行政権がないとだめなところがありますけれども、支援は基本的にNPOや民間をどんどん活用するような形が必要なのだろうと思います。

委員が言われた予算の確保というのは絶対必要だと思いますけれども、その確保された予算をどう使うかというときに、地域みんなで支え合う仕組みと専門的な技術を持った民間機関を活用すること、その両方が必要なかなと思いました。

以上、意見です。

○委員長 ありがとうございました。

それは私が担当させていただきました委員会ともかかわっていて、今の別紙2の下の子健康づくりの推進の部分と関連していると思います。そこにもあるように、「児童虐待などの社会的な問題が増えているが、妊婦健診時に助産師さん」云々ということで、おっしゃるとおり、妊婦さんから対象になることを念頭に置いて検討したほうがいいのではないかという議論があります。

それから、先ほどもありましたが、福岡市が全部引き受けますというような姿勢の書き方だけでも、今委員がおっしゃったように、いろいろな機関と連携してやっていただくというような方向性を出したほうがいいというご意見もいただいております。

何か事務局からございますか。よろしゅうございますか。委員、よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 では、ほかのご意見、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、またございましたら事務局にでもご意見、ご質問をいただきまして、次の審議に入らせていただきたいと思います。

議題

福岡市の子ども・子育て支援新制度（各種基準）について

○委員長 審議は、福岡市の子ども・子育て支援新制度のことについてです。事務局からお願いいたします。

（事務局より説明）

1 福岡市の子ども・子育て支援新制度（各種基準）について

○委員長 ありがとうございます。新制度についての基準等を大分詳細にご説明いただきましたが、ご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。どうぞ、委員。

○委員 5 ページにあります差別的取り扱いの禁止と虐待の禁止について、ほかのページの設備や施設の基準のところには上がっていないと思うのですが、暴力団排除条例に基づく規定が書いてあるページのそれぞれの基準について、ほかの基準では、国の基準に入っているから、ほかのページでは入れていないという理解でよろしいのですか。

○委員長 いかがですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○委員 わかりました。

○委員長 ほかにご質問やご意見はありませんか。どうぞ、委員。

○委員 今の説明の中で、これは短時間認定の下限の問題になると思いますが、今、福岡市では、入所条件としての時間数は月に 60 時間ですね。週 5 日の 4 時間以上ですか。

○事務局 はい、1 日 4 時間以上の月 15 日以上です。

○委員 月 15 日以上ですね。これにつきまして、基本的に、市ではどういうスタンスで今後臨もうと思われているのでしょうか。一応、国から投げられて、市町村で決めてくださいという話になっているのだと思いますけれども、現在、福岡市では 1,100 名程度の未入所児と言われるお子さんがいます。待機児童にはカウントされませんが、どうしても第 1 希望の保育園に入りたいという方がいらっしゃいますね。

48 時間にすると、入所申込が増加することが予想されます。まずは、今いる 1,000 人以上の未入所児をどうするか、平成 26 年度の事業の中でいろいろ手当てされていて、一生懸命努力されていると思いますけれども、まずこれを優先されるのがいいのではないかと考えております。今後の展開では、国の示す範囲の中で下げていくというのものもあるかもしれませんが、その辺の受給のバランスを勘案していただきながらやっていただいたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長 お願いいたします。

○事務局 今委員からご指摘いただいた点ですが、下限時間の設定につきましては、今後の保育ニーズ、いわゆる量の見込みが非常に密接にかかわってくるものと私どもも考えております。

量の見込みは、国の指針に基づいて調査しました結果を現在精査しているところでして、7月4日に目標2の専門委員会を予定しておりますので、そこでそのまとめをご報告申し上げる運びで現在作業中です。その中で各委員さん方にご議論をいただきまして、ご意見を踏まえて検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

ほかには。どうぞ。

○委員 国の基準に上乘せする部分は、ほとんどが面積基準と食事の提供に関する部分です。そもそも上乘せをされる、特に食事について外部搬入を認めないというところは、現在の保育所の福岡市の基準がそうであるから新しい連携型になった場合でもそこを緩めることはないというふうに私には読み取れるのですが、そもそも福岡市はいわゆる都市型であって、こういった施設を今後増やしていかなければいけないという状況にあって、あえて国よりも厳しくする部分が有効に作用するのだろうかという疑問が多少あるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長 よろしくをお願いいたします。

○事務局 国の基準も原則は自園調理です。3歳以上のお子さんに限って、場合によっては外部搬入もよいことになっておりますが、記載させていただいておりますとおり、福岡市におきましては、現在も保育所につきましてはアレルギー等への適切な配慮等をより適切に行っていくために、自園調理を基本とさせていただいているところです。今回の部分につきましては、おっしゃっていただいておりますとおり、福岡市の保育所基準と同様に設定させていただいています。

以上です。

○委員 ですから、あくまで既存事業者にとって、もしくは既存のサービスを受けている

方にとってはそれでいいということでしょうけれども、そこは利用者側が選択できるべきではないのかなとも思っているので、一律に全部を上げてしまう必要があるのかということです。例えば、ほんとうに都市型、こういった天神の真ん中や博多駅など、本来ニーズが高いような位置に立地できないのは、そもそもこういう基準が障害になっているからではないかと考えるのですが。

○委員長 どうぞお願いいたします。

○事務局 たとえ3歳以上児の搬入のみ認めたとしても、0～2歳児につきましては自園調理が基本となりますので、あとは自園調理のための調理室や設備の多少のスペースの問題なのかなという気はいたしております。ご議論いただけたらと思っております。

○委員 わかりました。質問でございまして、私も状況を完全に理解しているわけではありませんので。ただ、企業内にそういったものを設置しようという動きもある中では、基準が厳しくなってくると、例えば都心型で1坪だと、1人当たりのコストが3万円かかることとなりますので、現実、企業側としては設置に対するモチベーションが少し下がるのかなというふうに感じております。以上、意見です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。どうぞ。

○委員 委員が言われるように、全体的に参入基準が少し厳しいかなという印象を持っております。

その中で、6ページの家庭的保育事業等の国基準の主なもの、その中の運営関係の3番目、連携施設、米印6の③です。「保育の提供を受けていた乳幼児の保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること」とありますが、これは義務なのか、努力義務なのか、そこを明確に教えていただきたいと思います。現実的には、今、例えばお兄ちゃんはおひさま保育園なのに、妹は成徳保育園みたいな事例がある中で。

3歳児以降、連携施設に入園を確約するということであれば、連携施設としては、連携しますよとは言いつらい状況が生まれると思うんです。これが参入の障壁になるのではないかとということで、これが義務なのか、努力義務なのかを教えていただきたく思います。

○事務局 国の基準では義務づけられております。

○委員 これが実現できなければ参入を認めないということですね。

○事務局 国の基準ではそうです。家庭的保育事業者等が保育していた子どもは、必ずこの連携施設に入りなさいということではありません。ただ、連携された施設におかれては、この子どもたちが入園する枠を確保していただく必要がございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに。どうぞ。

○委員 私の考えとしましては、基準については、幼稚園基準及び保育所基準のどちらか高いほうで定めるべきだと思っております。具体的に言えば、現行の保育所が給食は自園調理が原則であるならば、新しい認定こども園についてもそうすべきではなかろうかと思います。面積についてもそうだと思います。保育所が高い基準なのに、認定こども園だけその基準を下げるということは、認可という言葉のもとで言えば、それから子どもの安心・安全という点から見ても、それはすべきではないと私は思っています。

もう一点です。契約ということで利用者負担が発生するわけですが、応諾義務という言葉もございますけれども、もし利用者が保育料未納で滞納した場合、施設側は退園させるということが可能なかどうか。多分、現行の保育所で委託という部分が残れば、それは無理だと思うのですけれども、新しい制度においてはその辺のところがどうかを確認させていただきたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。お願いいたします。

○事務局 おっしゃるとおり、保育料については滞納をもって退園いただくことはできませんが、給付費につきましてはある程度ご相談いただけます。

○委員長 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、委員。

○委員 一つは、進め方について少し心配をしています。総会の回数が今後どうなるのか、パブリックコメントの前に総会で審議するのは今日だけなのかですね。そうなりますと、予定時間はあと5分しかございません。何点かそれぞれ聞いておきたいところがありますけれども、時間的に厳しいところもあります。これだけの分量の国の基準、そして市独自の上乘せ基準が提起されているわけですので、この時間での審議はきついなというのが率直なところで、まず進め方を確認したいと思います。

○委員長 委員がご指摘の件は、この審議会では新基準についての結論が出ないのではないかというご意見ですか。

○委員 そうです。

○委員長 事務局のほう、予定等に関しましていかがでしょうか。今のようなご意見もございしますが。私の不手際で時間が延びておりますので、うまくいかないかもしれません。

済みません。委員のご意見では、今いろいろご意見をいただいたわけですが、この新基準ではまだ少し問題があるのではないかということですか。

○委員 そのとおりです。例えば、学級編制です。これについても、特段、国の基準どおりとするということに……。今使われた資料ではありませんが、資料3-2の詳細のところを見せていただきますと、ここに各項目、国基準と本市の基準案というのが出ていますけれども、その1ページでいけば、例えば、上から三つ目の枠の学級編制では、1学級の園児数は35人以下を原則としてとなっております。ここの幼保連携型認定子ども園という項目ですけれども、現状でいえば、保育については、3歳児は20人ということでされていると思います。そして、上限でも、保育の場合は30人以下という設定になっているものが、ここでいけば35人以下となってしまうわけです。クラスの人数が今よりも増えていくことが国の基準では示されているわけで、それを踏襲することになると、現場は大変になるのではないかという思いがあります。

例えば、そういうものが、次に出てくる設備について、それから運営においては、避難にかかわって建物の設備、建築がどうなのかということなどが、各基準についてあります。そこは、国の基準を追認した上で進めていくことについては大変懸念しております。私も問題意識があるのですが、各委員の問題認識で、もう少しじっくり議論した上

で、そして専門委員会もあるようですけれども、そういう進め方をしていかないと、これだけの改編がなされようとしている中では無理があるという意見です。

○委員長 わかりました。今提案いただいた以外の基準についても市独自の基準を考えた方がいいのではないかというご意見のようですので、そういう意味では、今後、さらに検討が必要ではないかというご意見です。

事務局は進め方についていかがお考えですか。

○事務局 事務局の現在のスケジュールは、目標2に関する専門委員会は、先ほども申し上げましたとおり、まず7月4日、それから7月の下旬から8月にかけてもう1回開催し、あと2回ほど目標2の委員の皆様からいろいろご意見をいただきたいと考えております。並行して、新制度の基準に関しては、7月中にパブリックコメントを実施することとしております。ですから、次回の総会ということになりますと、現在の計画案、素案の修正をいたしまして、それぞれの委員の皆さんの意見を反映させた修正案ということで、総会としては8月から9月にかけてになろうかと考えております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今、スケジュールについて、委員さんから、これでは不十分なので、もう一度、細かいところの基準の審議が必要ではないかというご意見がございました。今事務局から、8月か9月ぐらいにもう一度総会を持って、そこでしっかりとやってもいいのではないかとご提案もございましたが、皆様から何かご意見をいただければと思います。よろしいですか。どうぞ、部長。

○事務局 スケジュールを説明しましたが、パブリックコメントを踏まえて条例案をまとめまして、現在のところ、9月議会に上程しようと思っております。

先ほど委員からいただきました意見等を踏まえますと、私どもとしましては、基本、国の基準でいきたいと思っています。どうしても国基準によらないところとして、乳児室の面積基準と3歳以上の自園調理の点は、現在の福岡市の保育所の考え方も踏まえて、福岡市の独自基準でいきたいと思っています。それ以外に国基準によるべきではないという強いご意見のあるところがございましたら、そこは、済みません。スケジュールのことを言って申しわけないのですが、私どもに個別にそういったご意見等をいただければと思います。こういう総会という形での時間は確保できませんが、そういうやり取りでよろしければ、対応を考えさせていただきたいと思っています。

○委員長 今また事務局からご提案がございました。今回出された基準はそれとしておおむね認めるということで、これに加えて基準があるのではないかというご意見がございましたら、各委員の方に事務局にお持ちいただいて、それをパブリックコメント等に反映していくかどうかを検討するという形で進めさせていただくという内容でしたが、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 それは、私は承服できません。個別の意見というのは審議とは違う形になってしまうと思います。私は議会から送り出していただいていますけれども、今私がお聞きしている状況からすると、議会の場にもこの基準案は報告されるんですかね。6月議会の場で報告されるなら、私どもは議員としてそこで意見を述べさせていただく機会があります。それを踏まえて、その後パブリックコメントを経る。相当譲って、そういう流れはあるかなと思います。

皆さんも意見がある中で、ここの審議会の総会の場で時間が保障されていないわけです。私も何点かあるけれども、まだ出しておりません。総会で委員の発言をする権利が保障されないままパブリックコメントに入っていくことがいいのかという話です。議員のメンバーは専門委員会にも入っておりませんからね。議員は議会で意見を述べるだけで我慢してくれと言われるのだったら、審議会に我々議員が入っている意味が問われることになるというふうに申し上げておきたいと思います。

大体、この新制度というのは相当議論があって、そして現場でもさまざまな懸念があります。その中で国の基準を基本にいきたいというのは乱暴ですよ。国の基準がそれでいいのかということも含めて、しっかり議論する場を保障していただきたい、私はそういう意見です。あとは委員長に取り計らっていただくことになろうと思いますけれども。

○委員長 ありがとうございます。

不手際で申しわけございませんが、約束された時間は過ぎております。そういうことで、今、委員のほうから、もっと検討すべき問題がたくさんあるというご意見です。どれぐらい検討すればいいか、もう一回設けてできるかどうかはわかりませんが、とりあえず皆様方の中から、今回もう少し検討したほうがよろしいのではないかとご意見が多ければ、そのようにやっていきたいと思います。事務局のほうの時間の問題もごさいますが、委員の皆様方のご意見を反映させていただければと思います。

こういうところで決をとるのもいかなものかと思うので、ご意見をいただければと思います。次回、もう一回ぜひとも開催して検討すべきだというご意見の方はごさいますか。

○委員 私も議員の立場で言わせていただきますと、これだけの内容を今回までしっかりと専門委員会で審議していただいていますし、まだあと2回残っていると聞いております。今回認定という形も新たに入りますので、タイムスケジュールがある中で一番大事なのは、事業者や保護者の方にしっかり理解していただくことで、そのための時間のことなどを考えると、もう一度これを開くということは、最終的にはいろいろな意味でずれ込んでしまうのではないかと考えております。しっかりと専門委員会で議論をしていただいて、議会に報告をいただく中で、また議会の中で議論をする場をつくっていただければ、私はそれでいいのではないかと考えます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに。委員。

○委員 こども・子育て審議会ですが、審議会というのは専門家の意見を聞く場所です。ですから、あくまで諮問といいますか、専門家が意見を言う場です。もしこのまま進めるのであれば、意見の一致が見られなかったこと、専門家としてはまだ議論が残っているということをきちんと表明すれば、それでいいと思いますし、専門家としてきちんとこういう方針を認めたということを求めるのであれば、もう一回必要なだろうと思います。

以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございました。今、安部委員や渡辺委員のご意見をいただきました。まだ十分ではないというご意見もございましたし、いわゆる上乘せ案というか、独自規定につきましてはおおむねよろしいというご意見もございました。そういうことで、各委員の方のご意見はそれぞれあるかと思いますが、本審議会の総会では、提出されました独自規定案はおおむね聞きおくという意見が多かった、しかしながら、まだこのほかにも独自基準をつくってもいいのではないかとというご意見もあったということを議事に残していただいて、ご検討いただければと思います。

そういう形でいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 そのまま認める意見が多いというのは、なぜ多いのですか。

○委員長 何人かこのままでよろしいということが出ましたので、多いと。

では、何人か反対があったということで、反対というか、これ以上の基準を考える必要があるだろうというご意見もあったと。

○委員 どちらが多いとか少ないとかいうのは述べる必要はないと思います。

○委員長 失礼いたしました。わかりました。

では、審議会では基本的には決をとるということではなくて、いろいろご意見をいただいて、事務局がまた検討するということです。

専門的なご意見をいただきました。この基準案でも少し問題があるのではないかと、うご意見、さらに基準案をつくったほうがいいのではないかと、それからこの基準案でもよろしいだろうというご意見もあったということでまとめさせていただきます。その後は、それぞれの専門部会等々でまたご検討いただいてつくっていただくということになると思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 大変長くなりましたが、もう一つございますので、お待ちください。申しわけございませんが、続けさせていただきます。

議題

新たな専門部会の設置について

○委員長 それでは、委員会の設置についてお願いいたします。

(事務局より説明)

2 新たな専門部会の設置について

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの新たな部会の設置につきまして、いかがでしょうか。ご意見をいただければと思います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 時間を過ぎておりまして大変恐縮ですが、特にご意見がなければ、部会を設置するという方向で、委員等についてはこの次ご提案いただくということで進めさせていただきます。ありがとうございます。

私の不手際で大変時間が超過してしまいましたが、本審議会の総会はこれまでとさせていただきます。何かご意見がございますか。どうぞ。

○委員 済みません。時間が過ぎておりますけれども、最後に、二つ意見だけ述べさせていただきます。

1点目は、委員がおっしゃったように、私どもが提案したのも、予算的な措置がないとほんとうに絵に描いた餅になってしまいますので、どこでどういうふうに予算的な措置がつくのかということを連絡していただきたい、明示していただきたいというのが1点です。

2点目は、こども・子育て審議会には今回、教育委員会の皆さんも多数出席をされておられます。学童保育も含めて教育と福祉の連携が必須だと思います。各専門委員会に教育委員会の関係の方々も入られるべきだと考えております。それが2点目です。

3点目は、以前から申しておりましたけれども、子どもの権利条約がベースになると思います。その際に、教員や保護者や私たち大人が子どもの権利を保障していくことは当然のことですが、特別支援学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されておられません。その理由を何度か聞きましたけれども、明快な答えが返ってきておりません。私が調査したところでは、76%の先生方に、スクールソーシャルワーカーないしスクールカウンセラーを配置してほしいというニーズがあります。その点について、なぜ配置されていないのか、もし時間があれば答えていただきたいのと、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 今、お答えが必要ですか。

○委員 できれば。

○委員長 すぐできるとすれば。

○委員 はい。

○委員長 何か検討していただくことはできますか。特にスクールカウンセラーは最初の問題でも出ましたけれども。どうぞお願いいたします。

○事務局 今、特別支援学校からスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの要望についてはお聞きしております。我が課としても重要性を十分考えておりますので、一挙にそれを増やすというのはなかなか難しい面がありまして、国とかいろいろな

ところの状況を見まして検討を進めていきたいと今のところは思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。次回、またその問題についても審議したいと思えます。

そのほかよろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 大分超過いたしまして申しわけございません。総会はこちらまでとさせていただきます。

では、事務局、お願いいたします。

閉会

○事務局 委員長、副委員長並びに委員の皆様、本日は、時間を超過しましたが、熱心なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

最後に事務連絡をさせていただきます。

今後のスケジュールですけれども、先ほども申しましたとおり、8月から9月にかけて次回の審議会の開催を予定いたしております。次回は、第4次福岡市子ども総合計画につきまして、本審議会及び専門委員会でいただいたご意見を踏まえまして計画案を修正し、皆様にお示しし、ご議論いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、7月4日の13時半から、目標2、安心して産み育てられる環境づくり専門委員会を開催することとしております。目標2の委員の皆様、お席に開催案内を置かせていただいておりますので、恐れ入りますが、出欠をご記入いただき、机の上に置いてご退席くださいますようお願いいたします。後日、メール、ファクスでお送りいただいても差し支えございません。

最後に、本日の会議の内容につきましては、議事録を作成し、公表することとなっております。後日、議事録の内容を事前に確認いただくため、メールまたは郵便でお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、平成26年度第1回福岡市こども・子育て審議会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

閉 会